マイナンバーカード申請「申請時来庁方式」を導入します

問市役所市民課
☎055(948)2901

マイナンバーカードの交付申請は、郵便、WEB、スマートフォン、証明用写真機からと、4種類の申請方法があります。これらはいずれも、申請後、カードができた時点で市役所へ来庁し、本人確認や暗証番号の設定を行ってカードを受け取るという「交付時来庁方式」でした。（「交付時来庁方式」による申請方法は広報6月号をご覧ください）

9月からは、これに加えて「申請時来庁方式」を導入します。申請を市役所窓口で行い、そのときに本人確認や暗証番号の設定依頼などを済ませ、カードは自宅で本人限定郵便により受け取るという方法です。

これまで申請を見送っていた人は、「申請時来庁方式」をぜひご利用ください。市民課職員が申請をサポートします。

「申請時来庁方式」の手続きの流れ

ステップ1

市役所でマイナンバーカード交付申請

本人確認後、通知カードと住基カード（お持ちの人のみ）を返納し、設定暗証番号記載票に記入します。

注意！ 通知カード、住基カードの返納に差し支えがある場合は、従来通り交付時来庁方式で申請してください。

注意！ 申請時に本人確認をするため、**代理人のみによる申請はできません**。15歳未満の人および成年被後見人の場合は、法定代理人と**本人の同行が必要です**。

受付窓口 市民課（伊豆長岡庁舎）

受付時間 月・水・金曜日 8時30分～17時15分
火・木曜日 8時30分～19時

持ち物
- 顔写真を貼った個人番号カード交付申請書（窓口でも用意できます）
- 通知カード
- 本人確認書類（Aを2点またはA1点＋B1点、通知カードを返納した場合はB2点でも可）※
- 住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）

※本人確認書類について
（A）運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、在留カード、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）などの顔写真付証明書
（B）「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市長が適当と認めるもの（健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証など）

ステップ2

マイナンバーカードができた後、自宅へ送付

申請後1カ月程度でマイナンバーカードが市役所へ届きます。申請時に記入した暗証番号を職員が設定し、暗証番号記載票を同封して本人限定受取郵便物で自宅へ送付します。

「申請方法が分かりにくい」「申請に不備があって受付されなかった」そんな人はぜひ利用してね

平成28年度

秋の臨時福祉給付金

申請できるのは、平成28年1月1日時点で市の住民基本台帳に記録されている人です。支給対象と思われる人に申請書などを8月下旬から郵送しています。届いた書類を確認のうえ、申請手続きをしてください。

①臨時福祉給付金

対象 平成28年度の市民税（均等割）が課税されていない人
※課税されている人の被扶養者や生活保護受給者は対象外

給付額 対象者1人につき3，000円（1回限り）

②障害・遺族年金受給者向け給付金

対象 ①の支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している人
※高齢者向けの年金生活者等臨時福祉給付金を受給した人は対象外

給付額 対象者1人につき3万円（1回限り）

【共通】

申請方法 申請書などを専用窓口へ提出、または返信用封筒で郵送
※申請書は2つの給付金共通です。両方の支給要件に該当する場合も、1枚の申請書で申請できます。
※審査の結果、支給対象にならない場合があります。

申請期間 9月1日（木）～12月2日（金）（土・日・祝日を除く）

専用窓口
▼大仁庁舎 8時30分～17時15分
▼あやめ会館 9時～17時
▼韮山支所 9時～17時
※あやめ会館、韮山支所の窓口は9月30日（金）まで

問市役所社会福祉課（専用ダイヤル）
☎0558(76)8033

10月から「うぐいす色」

国民健康保険被保険者証を送ります

問市役所国保年金課
☎055(948)2905

国民健康保険被保険者証（保険証）が、10月1日（土）から、これまでの藤色からうぐいす色に変わります。10月以降、病院などに行くときは、必ず新しい保険証を窓口に提示してください。保険証は9月下旬に世帯主あてに郵送します。

新しい保険証が届いたら氏名、生年月日、有効期限などを確認してください。保険証はカード式で、1人1枚ずつの交付です。台紙から保険証部分をはがしてお使いください。現在お手元にある保険証は、**10月1日（土）以降、個人情報が漏れないようご注意のうえ破棄**してください。

ー保険が変わったときは手続きをー

退職などで国民健康保険（以下「国保」という）に加入するとき、または職場の健康保険への加入などで国保を脱退するときは、市役所への届出が必要です。

会社が国保の加入・脱退の届出をしてくれることはありません。
忘れずに届出してください。

■届出先
国保年金課（伊豆長岡庁舎）
※韮山・大仁支所では手続きできません。ご注意ください。

■届出に必要なもの
▼国保に加入するとき
勤め先でもらった健康保険等脱退連絡票
▼国保を脱退するとき
勤め先でもらった健康保険等加入連絡票（または新しい健康保険の保険証）、国民健康保険証
▼加入・脱退共通
認印、年金手帳、マイナンバーカード（通知カード）、窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証など）